

ケア輸送の推進に関する決議

バリアフリー新法の施行により、新たにタクシー事業が公共交通事業者とされ、ドア・ツー・ドアで機動的、個別的なサービスを提供できるタクシーに対して、国民の期待も一層高まっている。

このため、我々タクシー事業者は、ケア輸送に適した車両を積極的に導入するとともに、ケア輸送サービス従事者研修等の運転者教育を充実させて、これまで以上に、地域における輸送のプロとして、安心して利用されるサービスの担い手となることを宣言する。

国及び地方公共団体におかれても、福祉タクシー導入助成等のケア輸送に対する税制面、財政面の優遇措置及び高齢者、身体障害者等のタクシー利用に対する各種支援措置を充実されるよう要望する。

右 決議する

平成19年10月30日

第47回全国ハイヤー・タクシー事業者大会